

分別収集計画

(第10期)

令和4年6月

南部桧山衛生処理組合

分 別 収 集 計 画 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 分別収集対象品目の設定	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	3
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	3
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	3

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行することが重要である。

当組合行政区域の家庭ごみの排出量を比較すると、減少している傾向にある。これは、景気の低迷も考えられるが、各町や町内会独自で進められている「生ごみの減量・集団資源回収」もごみ減量の一因となっている。また、人口の減少により排出量が減少していることもあり、当初計画よりも埋立処分量が減少したことにより最終処分場の延命が図られている。

しかしながら、現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当組合の最終処分場は残余容量が少なくなってきたおり、さらなる延命化と新たな最終処分場の整備検討が必要となっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物のおおむねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方法を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は下記のとおりである。

- 本組合を構成する江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び八雲町（熊石地区）が協力し、ごみの減量につとめる。
- ごみの発生及び排出を抑制し、循環型社会を基本とした分別収集を推進する。
- 地域住民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減につとめる。

3. 計画期間

本計画期間は、令和5年4月を始期とする5ヵ年計画とし、令和7年度に見直す。

4. 分別収集対象品目の設定

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、段ボールを対象とする。

なお、当組合の資源リサイクルが途上にあるため、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、上記品目のリサイクルが成熟したのち検討することとし、本計画での実施は見送るものとする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	45.9t	44.8t	43.7t	42.6t	41.5t
江差町	15.8t	15.4t	15.0t	14.6t	14.2t
上ノ国町	10.0t	9.6t	9.4t	9.2t	9.0t
厚沢部町	8.1t	8.0t	7.7t	7.6t	7.4t
乙部町	7.6t	7.5t	7.4t	7.1t	7.0t
八雲町熊石地区	4.4t	4.3t	4.2t	4.1t	3.9t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては地域住民、事業者、回収事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

●教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した教育、標語、町広報、防災行政無線などあらゆる機会を活用し、町民及び事業者に対して、ごみの排出量の増大、処理経費急増等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓蒙活動に取り組む。

●過剰包装の抑制

簡易包装への協力店を増やすなど、スーパーマーケット等を含め小売店での包装の簡素化を推進する。

●リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

●プラスチック資源循環

国のプラスチック循環戦略の策定状況に注視しつつ、「3R+Renewable」を方向性として、プラスチックの資源循環に取り組む。

●資源ごみの拠点回収

現在、当組合行政区域内では、組合指定のステーションによるごみ収集をおこなっていないが、今後分別収集の見直しに伴い、組合及び構成町指定のステーション化も考慮し収集の効率化を図ることを検討する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

組合が分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に定め、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	燃えないごみ
主として段ボール製の容器	燃えるごみ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器包装	7.7t	7.5t	7.3t	7.1t	6.9t
主としてアルミ製の容器包装	12.4t	12.1t	11.8t	11.5t	11.2t
主として段ボール製の容器包装	25.8t	25.2t	24.6t	24.0t	23.4t
合計	45.9t	44.8t	43.7t	42.6t	41.5t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度ごみ排出量から算出した資源ごみの推計量} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、構成町の過去の人口推移をもとに、次のとおり設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
19,718人 (対前年度比)	19,276人 (対前年度比)	18,837人 (対前年度比)	18,400人 (対前年度比)	17,952人 (対前年度比)
97.58%	97.76%	97.72%	97.68%	97.57%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当組合及び構成町では、平成12年度から完全施行された容器包装リサイクル法に規定する下表の容器包装廃棄物について、現行の収集体制も含め大幅に見直しを行いながら分別収集計画を実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	燃えないごみ	組合施設の中間処理による回収	組合
	アルミ			
紙製容器包装	段ボール	燃えるごみ	組合施設の中間処理による回収	組合

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物は、組合もしくは町が指定した施設及び集積場所に運搬し、選別・圧縮及び保管するが容器包装廃棄物の分別収集の実施後状況を見据えながら、ストックヤードの整備について検討する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 住民や事業者の意見・要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、組合構成町との連携を強め、必要に応じ自主的な地域リサイクル活動を

推進する。

●古紙類、廃油類及び金属類等の回収

容器包装廃棄物以外の古紙類（新聞紙、雑誌）廃油類（廃食用油）及び金属類等についても組合若しくは構成町が行い、ストックヤード等に保管後リサイクルを図る計画である。

●容器包装廃棄物の分別収集については、構成町を含めた当組合の資源リサイクルが途上にあるため、現在、構成町と回収方法及び処理施設等、具体的なリサイクルの方向性について協議中である。